

**高等学校就学支援金(国支給分)の加算支給に関する届出書の提出について (再依頼)**

先日、郵送にてご案内させていただきました「高等学校就学支援金の加算支給に関する届出書」が、20日の段階で未提出の方にお願います。

何かとお忙しいとは存じますが、**今月中にご提出**お願い申し上げます。「届出書」に本人の学年・組・出席番号、そして、名前・生年月日・住所を記入していただき、「平成21年度市町村民税所得割額」(市町村役場にて発行)がわかる書類を添付の上、提出して下さい。

◆ 1年生の保護者の方へ

全員提出をお願い致します。

その際に、所得区分の金額が対象を超えておられる場合は、届出書の「余白」に「該当しません」と書いて「届出書」のみ提出下さい。この場合、「平成21年度市町村民税所得割額」の証明書は不要です。

◆ 2・3年生の保護者の方へ

昨年大阪府授業料軽減補助金を受けておられる場合は、4月20日曜日になっておりました届出書及び「平成21年度市町村民税所得割額」の証明書の提出の必要はありません。(学校において平成21年度市町村税所得額が把握できますので)

それ以外の府内在住の方及び他県の方につきましては、届出書及び「平成21年度市町村民税所得割額」の証明書の提出をお願いします。

所得区分の金額が対象を超えておられる場合は、届出書の「余白」に「該当しません」と書いて届出書のみ提出下さい。

＜書類提出の事例＞

様式第2号 (第8条第2項関係)

大阪府知事 殿		平成 年 月 日
高等学校等就学支援金の加算支給に関する届出書		
高等学校等就学支援金の加算支給について、次のとおり届け出ます。		
注 保護者による代筆も可能です。 学年・組 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 組 <input type="text"/> 番		
生徒	ふりがな	姓 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 名 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
	氏名	姓 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 名 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
	生年月日	昭和/平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
	住所	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
学校 (※)	学校の名称	千代田高等学校 <input type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通信制 (高等学校・中等教育学校の場合)
	学校の所在地	大阪 <input type="checkbox"/> 都道 <input type="checkbox"/> 河内長野 <input type="checkbox"/> 市区 <input type="checkbox"/> 楠町西1090番地
	学校設置者の名称	学校法人千代田学園
注 学校とは、国私立の高等学校、国私立の中等教育学校の後期課程、国私立の特別支援学校の高等部、国公立の高等専門学校(第1学年から第3学年まで)、国公立の専修学校などのうち高等学校の課程に相当する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。		
【確認事項】		
1 または 2 のうち、該当するものを選択してください。 (2 の場合には、さらに該当するものを選択してください。)		
1	<input checked="" type="checkbox"/>	保護者の所得に関する書類を添付します。 (留意事項) 保護者全員の所得が分かる書類(課税証明書・非課税証明書など)を添付すること。
2	<input type="checkbox"/>	以下の理由により、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者の所得に関する書類を添付します。 <input type="checkbox"/> 児童相談所に入所しており、保護者は児童福祉法第33条の8第2項に規定する児童相談所長です。 <input type="checkbox"/> 児童福祉施設に入所しており、保護者は児童福祉法第47条第1項に規定する児童福祉施設の長です。 <input type="checkbox"/> 以下の理由により、保護者の所得に関する書類を提出することができません。 【理由】
	<input type="checkbox"/>	② 成人に達しており保護者がいないため、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者の所得証明に関する書類を添付します。 (留意事項) 生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者(医療保険各法(注)における扶養者等)の所得が分かる書類を添付すること。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類(健康保険証等の写し等)を添付すること。 (注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。
上記の内容に相違ありません。		
名前のみ署名下さい		記入者署名 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
※印の欄は、学校設置者において記入してください。 ※学校受付日 平成 年 月 日		
備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。		

所得区分の金額が対象を超えておられる場合は左の余白に「該当しません」と書いて下さい

「平成21年度市町村民税所得割額」の書類をお持ちの場合は、1の欄にチェックを入れて、書類と共に提出して下さい。

「平成21年度市町村民税所得割額」の書類の入手方法は、  
①お勤めの方は、昨年6月分の給与支給の際に会社より渡された「平成21年度給与所得に係る市民税・府民税の決定通知書」  
②市町村の窓口で、「平成21年度市民税・府民税(所得・課税)証明書」の発行を請求する。  
以上、どちらかをお持ち下さい。

※ お問い合わせは、千代田高等学校事務室をお願いします。0721-53-5281

※ 本年6月に再度、平成22年度の分の提出をお願いします。後日、ご連絡致しますので、宜しくお願いします。